

協 定 書

豊田市(以下「甲」という。)と事業者 _____(以下「乙」という。)
は、受領委任払いとなる居宅介護（介護予防）住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）及び豊田市すこやか住宅リフォーム助成金（以下「すこやか助成金」という。）について、豊田市住宅改修費及び豊田市すこやか住宅リフォーム助成金受領委任実施要綱の定めに従い、次の事項について協定を締結する。

- 1 「乙」は、次に掲げる各号の規定を遵守するものとする。
 - (1) 要介護被保険者等から住宅改修費及びすこやか助成金の受領について、受領委任払いの申し出を受けたときは、介護保険被保険者証等により、受領の適否を確認するとともに、受領する場合においては、誠実にこれを履行すること。
 - (2) 当該事務処理にあたっては、必要に応じて介護支援専門員との連絡調整に努めること。
 - (3) 受領委任払いによる給付に必要な利用者負担分の領収書及び図面等の関係資料を要介護被保険者等に提供すること。
 - (4) 適正な価格で改修工事を行い、他の利用者との公平性の確保に努めること。
 - (5) 住宅改修費及びすこやか助成金の対象工事内容について、知識の習得に努めること。
 - (6) この受領委任に関して「甲」から必要な指示があった場合には、誠意をもってこれに従うこと。
 - (7) 要介護被保険者等との間で発生した諸問題については、「乙」は当事者間で協議の上、誠意をもって、これを解決すること。

- 2 「甲」は、この受領委任に関して、次に掲げる各号のいずれかに該当していると認めた場合には、住宅改修費及びすこやか助成金の支払いや受領委任を拒否することができる。
 - (1) 受領委任に関して不正な保険請求等があった場合
 - (2) 委任を申し出た要介護被保険者等が、委任することができない者であると判明した場合
 - (3) 事業者が受領委任に関して誠実に履行できないと判断した場合
 - (4) 「甲」の指示に対して理由もなく従わず、当該事業の目的を達成することが困難と判断した場合
 - (5) 工事前と工事後の申請内容に変更があった場合

- 3 この協定書によりがたい事情が生じたとき又はこの協定書に疑義が生じたときは、「甲」、「乙」両者協議して決定する。

この協定の証として本書2通を作成し、両者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 豊 田 市

代 表 者 豊田市西町3丁目60番地

豊田市長

印

受領委任登録番号 第 号

所 在 地

乙 事業者名

代 表 者

印